

揚貨設備規則

揚貨設備規則

2011 年 第 1 回 一部改正

2011 年 6 月 30 日 規則 第 22 号

2011 年 2 月 3 日 技術委員会 審議

2011 年 2 月 25 日 理事会 承認

2011 年 6 月 24 日 国土交通大臣 認可

ClassNK
一般財団法人 日本海事協会

2011 年 6 月 30 日 規則 第 22 号
揚貨設備規則の一部を改正する規則

「揚貨設備規則」の一部を次のように改正する。

1 章 総則

1.1 一般

1.1.1 適用

-3.として次の 1 項を加える。

-1. 本規則は登録規則 2 章の船級登録を受ける船舶又は受けた船舶に施設する揚貨設備であって登録規則 2 章及び 3 章に基づき符号を付与して登録を受けるものの以下に掲げる事項について適用する。

- (1) 旅客船を除く総トン数 300 トン以上の船舶に施設する 1 トン以上の貨物の揚卸しに使用する揚貨装置の構造、強度、試験及び検査並びに制限荷重等の指定及び標示
- (2) 前(1)以外の揚貨装置の構造、強度、試験及び検査並びに制限荷重等の指定及び標示
- (3) 荷役用ランプウェイ装置の構造、強度、試験及び検査並びに制限荷重等の指定及び標示
- (4) 揚貨装具の構造、強度、試験及び検査並びに制限荷重等の指定及び標示

-2. 材料、機器、装置及び工事にに関して、この規則に規定している事項の他は、鋼船規則の該当規定によらなければならない。

-3. 海底資源掘削船にあっては、本規則によるほか *IMO の“The Code for the Construction and Equipment of Mobile Offshore Drilling Units (MODU Code)” (IMO 決議 A.1023(26))* 第 12 章 12.1, 12.2 及び 12.4 の規定に適合しなければならない。

附 則

1. この規則は、2012 年 1 月 1 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前にキールが据え付けられる船舶又は特定の船舶として確認できる建造が開始され、かつ、少なくとも 50 トン又は全建造材料の見積重量の 1%のいずれか少ないものが組み立てられた状態にある船舶については、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。